

## 第38回全国高等学校弓道選抜大会実施要項

1. 主催 公益財団法人全日本弓道連盟 ・ 公益財団法人全国高等学校体育連盟
2. 主管 群馬県弓道連盟 ・ 群馬県高等学校体育連盟弓道専門部
3. 後援 スポーツ庁 ・ 群馬県 ・ 群馬県教育委員会 ・ 公益財団法人群馬県スポーツ協会  
前橋市 ・ 上毛新聞社 ・ 群馬県高等学校体育連盟 ・ 公益財団法人日本武道館
4. 期日 令和元年12月23日(月) ・ 24日(火) ・ 25日(水)
5. 会場 ALSOKぐんまアリーナ  
〒371-0047 群馬県前橋市関根町800番地 TEL：027-234-1200  
※会場までの交通については、下記URL参照。  
<https://www.pref.gunma.jp/07/x5010001.html> …ALSOKぐんま総合スポーツセンターの概要  
<https://www.pref.gunma.jp/07/x5010019.html> …交通のご案内
6. 競技種目 近的競技（坐射・的中制・直径36cm霰的）
7. 競技種類 団体競技・個人競技
8. 競技種別 女子の部・男子の部（団体・個人共）
9. 競技規則 公益財団法人全国高等学校体育連盟弓道競技規則（必携）「2019発行」及び大会実施要項による。

### 10. 大会日程

期日	時間	内容	会場
12月23日(月)	10:00	審判会議	アリーナミーティングルーム1
	11:00	監督会議	アリーナ特設弓道場安土後方
	13:00	開会式	武道館大道場
	13:30	矢渡	アリーナ特設弓道場
	14:00	女子・男子個人 予選	
12月24日(火)	9:00	女子団体 予選	アリーナ特設弓道場
	11:20	男子団体 予選	
	13:50	女子・男子個人 準決勝	
	15:00	女子・男子個人 決勝	
	競技終了後	個人競技表彰式	武道館大道場
12月25日(水)	9:00	女子・男子団体決勝トーナメント	アリーナ特設弓道場
	競技終了後	閉会式（団体競技表彰式）	武道館大道場

※予定時間のため若干変更する場合もある。進行状況に注意すること。

### 11. 競技方法

#### (1) 団体競技

- ①予選 1団体12射(各自4射1回)にて、的中数の上位から順次16チームを決勝進出とする。
- ②決勝 1団体12射(各自4射1回)のトーナメント法で行う。  
※決勝トーナメントの組合せは、抽選により決定する。
- ③同中競射 決勝進出決定および決勝トーナメントにおいて同中の場合は、1団体3射(各自1射)にて競射を行う。

#### (2) 個人競技

- ①予選 各自4射1回を行い、男女とも3中以上の的中者を準決勝進出とする。
- ②準決勝 各自4射1回を行い、男女とも3中以上の的中者を決勝進出とする。
- ③決勝 射詰競射にて順位を決定する。射詰競射の5射目以降は、24cm星的を使用する。  
的中を逸した同位者は、優勝決定以外は遠近競射(36cm霰的)で順位を決定する。

## 12. 競技における注意事項

### (1) 団体競技

- ①選手登録 選手3名・補欠1名・監督1名とし、競技への出場は、参加申込書の登録順とする。立番（立順）の移動は認めない。
- ②射場区分 予選は3人立×4射場、決勝トーナメントは3人立×2射場で行う。
- ③制限時間 1立7分以内とする。
  - ア) 行射時間は、進行委員の「始め」の合図で、計時委員が計時を開始する。
  - イ) 30秒前に予鈴を、制限時間超過を確認して本鈴を鳴らす。
  - ウ) 弦切れ、その他の事故が生じても時間の延長はしない。
  - エ) 同中競射については、制限時間を設けない。
- ④その他 選手は四つ矢のほか替矢2本を準備すること。決勝トーナメントにおける同中競射の1射目は、替矢を使用する。

### (2) 個人競技

- ①選手登録 選手1名・監督1名とする。選手の変更は認めない。
- ②射場区分 予選、準決勝、決勝とも3人立×4射場で行う。
- ③制限時間 特に設けないが、「弦音打起し」を原則とする。
- ④その他 選手は四つ矢のほか替矢2本を準備すること。

### (3) その他

- ①競技の服装は、弓道衣（白筒袖・袴・白足袋）とする。
- ②選手の交代、監督の変更については、「大会出場の手引き」に記載する。
- ③予選の立順は、実行委員会が抽選により決定する。

## 13. 表彰

### (1) 団体競技（両種別共通）

- ①上位8校を表彰する。（優勝1校・2位1校・3位2校・5位4校）
- ②優勝校には、優勝杯を贈る。（次回大会で返還）
- ③技能優秀校を表彰する。

### (2) 個人競技（両種別共通）

- ①上位8名を表彰する。
- ②技能優秀者を表彰する。

## 14. 参加資格

- (1) 各都道府県弓道連盟・各都道府県高等学校体育連盟に登録し、各都道府県弓道連盟から選抜された団体および選手とする。（高等専門学校等を含む）
- (2) 令和元年度在籍学年が第1学年・第2学年であること。ただし、同一学年での出場は1回限りとする。
- (3) 転校生で、転校後6ヶ月未満の者は、出場できない。ただし、一家転住等の理由によりやむを得ない場合は、所属する各都道府県弓道連盟会長の承認を得ればこの限りではない。
- (4) 団体の編成において、全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校長の承認を必要とする。

## 15. 参加制限

- (1) 各都府県は、両種別とも団体競技は1団体、個人競技は2名とする。
- (2) 北海道は、南地区と北地区に分け、両種別とも団体競技は1団体、個人競技は2名とする。
- (3) 開催地は、(1)のほか両種別とも団体競技は1団体、個人競技は2名とする。
- (4) 加盟登録数により愛知県は、(1)のほか両種別とも団体競技は1団体、個人競技は2名とする。
- (5) 前年度の優勝校および技能優秀校は、別枠で団体競技に出場ができる。

## 16. 参加申込

### (1) 申込方法

#### ①電子データによる申込みの流れ

- 全日本弓道連盟 → 各都道府県弓道連盟 → 出場校（必要事項入力） →  
各都道府県弓道連盟（参加資格確認） → 全日本弓道連盟（電子データによる申込受付完了）
- ・ 出場校は、参加申込書の様式に必要事項を入力し、所属する各都道府県弓道連盟事務局に電子データを送信すること。
  - ・ 各都道府県弓道連盟事務局は、取り纏めた電子データを次の（2）に示すメールアドレスに電子メールで送信すること。

#### ②参加申込書（紙）による申込みの流れ

- 出場校（①の参加申込書を1部作成し、校長印を押印する） →  
全日本弓道連盟（紙による申込受付完了）
- ・ 出場校は、参加申込書の様式に必要事項を入力し、印刷後、学校長の認証を受け、次の（2）に示す申込先へ郵送で申し込むこと。

#### ③注意事項

- ・ 各都道府県弓道連盟を經由し、電子データ送信を行うことで、各都道府県弓道連盟会長の認証とし、会長印の押印は省略する。
- ・ ①電子データによる申込み、②参加申込書（紙）による郵送申込みを確認後、申込み完了とする。

### (2) 申込先

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE  
公益財団法人全日本弓道連盟 全国高等学校弓道選抜大会係 宛  
TEL : 03-6447-2980 E-mail : taikaikanri@kyudo.jp

### (3) 申込期限

令和元年11月21日（木） 必着

## 17. 参加料 無料

## 18. 宿 泊 宿泊案内は、別紙参照のこと。

取扱業者 株式会社近畿日本ツーリスト関東 ぐんま支店 担当・森田、小川、赤羽  
〒370-0831 群馬県高崎市あら町167 高崎第一生命ビル2階  
TEL : 027-325-2201 FAX : 027-325-6048

## 19. 注意事項

- (1) 競技中の疾病・傷害などの応急手当は主催者側で行うが、その他の責任は負わない。
- (2) 引率者は、学校長の認める当該校の教職員とする。
- (3) 監督は、学校長の認める指導者とする。監督が外部指導者の場合は、傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に加入していることを条件とする。
- (4) 開会式・表彰式・閉会式の服装は、弓道衣（白筒袖・袴・白足袋）もしくは制服とする。
- (5) 公式練習（12月22日(日)）の日程・会場・受付方法などについては、「大会出場の手引き」に記載する。
- (6) 参加者を対象に主催者で傷害保険に一括加入する。
- (7) 参加者は健康保険証を持参のこと。
- (8) 参加者はスポーツ安全保険に加入することが望ましい。
- (9) 参加者は「大会出場の手引き」を事前に確認しておくこと。

## 20. 参加申込書に記載される個人情報の利用目的について

参加申込書の提出により、以後の関係資料について下記取り扱いの旨、承諾を得たものとする。  
なお、下記（2）について不同意の場合は、その旨を主催者へ申し出ること。

- (1) 大会プログラムならびに事務連絡文書への記載。（学校名、個人名、学年、段位、写真）
- (2) 大会結果報告として、関係団体宛文書および月刊『弓道』・『高校弓道マガジン』・主催者ホームページへの掲載。（学校名、個人名、学年、段位、写真）
- (3) 報道機関、写真業者等の写真撮影とその掲載等については、主催者は関知しない。  
関係各法令を遵守する義務は、写真撮影者にあることを主張する。